

## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

### 〔1〕 経済活力の向上の必要性

#### 現状分析

- ・平成26年7月現在、中心市街地内には大規模小売店舗（1,000㎡以上）が14店舗あり、市全体に対して、店舗数比で約14%、店舗面積比で約21.5%を占めている。
- ・小売業の事業所数及び年間商品販売額については、市全体、中心市街地のそれぞれにおいて平成11年から減少傾向が続いているが、中心市街地の占有率は、平成14年以降は事業所数、年間商品販売額のいずれも横ばいである。
- ・空き店舗数については、平成14年に61店舗であったが、平成15年以降は30店舗から40店舗の間で推移しており、特に姫路駅から離れた商店街に空き店舗が多い。
- ・中心市街地への来街者の約60%が買い物目的であるが、一方で、神戸や大阪について、店舗数を含めた街全体の雰囲気が高く評価する声があるなど、本市の中心市街地は相対的に魅力が低下している。さらに、中心市街地における歩行者・自転車通行量は減少傾向にあることから、より多くの人々が訪れ、回遊し、長時間滞在できるように、新たな魅力的な商業施設の整備などが必要である。
- ・本市最大の観光集客施設である姫路城への登閣者数は、平成20年の約156万人をピークに、姫路城大天守保存修理工事が始まった平成21年は約46万人まで減少したが、平成25年には約88万人まで回復した。また、半数を超える登閣者が鉄道を利用しているものの、姫路城のみを訪れ、中心市街地を素通りする傾向が強く、姫路城の集客力をまちの活性化に十分活用できていない現状がある。

#### 経済活力の向上事業の必要性

これらの現状を踏まえた経済活力の向上事業の必要性は、以下のとおりである。

- ・中心市街地のにぎわい創出のためには、周辺地域にはない本市独自の機能を有する商業施設の整備に加え、既存商店街との連携により、市内外から多くの人々を街なかへ誘引する必要がある。
- ・姫路駅周辺における商業施設の整備により増加する来街者を街なかまで誘引するためには、既存商店街のさらなる魅力向上や空き店舗削減に向けた取組など、来街者の回遊促進につながる事業を展開する必要がある。
- ・姫路城大天守保存修理工事の完成を契機に、新たな来街者も見込まれることから、姫路城をはじめとする姫路城周辺地域への観光客が中心市街地を利用するよう、商店街単位はもちろん、複数の商店街が共同で活性化施策の展開を図る必要がある。

#### フォローアップの考え方

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

## 〔2〕 具体的事業等の内容

### （1）法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>キャストィ 21 コアゾーン (Bブロック) 整備事業</b></p> <p>【内容】 キャストィ 21 コアゾーン内の B ブロックにおいて、シネマコンプレックスを核とした商業施設を整備する。</p> <p>【実施時期】 H26～H27</p>	<p>エミス 株</p>	<p>キャストィ 21 コアゾーンは、JR 姫路駅周辺において鉄道高架事業（兵庫県施行）と一体的に進めている「姫路駅周辺土地区画整理事業」により JR 姫路駅の東側に新たに生み出された広大な街区である。</p> <p>コアゾーン内の B ブロックにおいて、シネマコンプレックスを核とした商業施設を整備する。また、既存の商業施設と連携したイベントの実施や街なかの情報発信を行うことにより、街なかのにぎわい創出と回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <div data-bbox="703 1003 1134 1279" data-label="Image"> </div> <p>【コアゾーン (B ブロック) の整備イメージ】</p>	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 H27</p> <p>大規模小売店舗立地法の特例 H27</p>	<p>商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）</p> <p>株式会社日本政策金融公庫による低利融資</p> <p>当該事業の用に供する建築物及び構築物を取壊した際の割増償却制度</p> <p>当該事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</p>

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>キャストィ 21 コアゾーン (B ブロック) 整備事業 (再掲)</b></p> <p><b>【内容】</b> キャストィ 21 コアゾーン内の B ブロックにおいて、シネマコンプレックスを核とした商業施設を整備する。</p> <p><b>【実施時期】</b> H26～H27</p>	<p>エミス 株</p>	<p>中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</p> <p>キャストィ 21 コアゾーンは、JR 姫路駅周辺において鉄道高架事業（兵庫県施行）と一体的に進めている「姫路駅周辺土地区画整理事業」により JR 姫路駅の東側に新たに生み出された広大な街区である。</p> <p>コアゾーン内の B ブロックにおいて、シネマコンプレックスを核とした商業施設を整備する。また、既存の商業施設と連携したイベントの実施や街なかの情報発信を行うことにより、街なかのにぎわい創出と回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p><b>【コアゾーン (B ブロック) の整備イメージ】</b></p>	<p>商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業） H27</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 H27</p> <p>株式会社日本政策金融公庫による低利融資 H27</p> <p>当該事業の用に供する建築物及び構築物を取得した際の割増償却制度 H27～H28</p> <p>当該事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 H27～H28</p>	

<p><b>中心市街地商店街空き店舗対策事業</b></p> <p>【内容】 中心市街地商店街の空き店舗削減を目指し、空き店舗への出店に対し、家賃補助を行う。また、外部関係者と連携し、モデル商店街でのテナントミックスやチャレンジショップ実現に向けた事業を展開する。</p> <p>【実施時期】 H13～H31</p>	<p>姫路市、姫路商工会議所、商店街等</p>	<p>空き店舗への出店に対する家賃補助等の支援を行うとともに、テナントミックスなどにより必要な業種・業態の適正配置を図る本事業は、商店街における店舗の連続性を確保するとともに、新たな魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 H27～H31</p>
<p><b>商店街にぎわい創出事業</b></p> <p>【内容】 商店街等が、商店街の活性化のために実施するにぎわい創出事業を展開する。</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市、商店街、民間等</p>	<p>商店街の活力低下を阻止するために、商店街内を中心に、にぎわいを創出する事業を展開することで商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 H27～H31</p>
<p><b>姫路公園活用事業</b></p> <p>【内容】 多彩なイベントの開催はもちろん、街なかの回遊拠点の1つとしてさらなる活用を図る。</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>中心市街地の商業集積地の北端で姫路城大手門横に位置する大手前公園は、市民はもとより国内外からの来訪者が憩い、交流する場として利用されている。また、中心市街地活性化のためのイベント等が年間を通じて多数行われており、前計画において、よりイベントに利用しやすい形態へ改修整備を実施した。</p> <p>本事業は、楽しくにぎわいのあるまちづくりのために、日常の公園利用を促進するとともに、イベント開催に限らない、中心市街地の回遊拠点としてのより一層の活用を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 H27～H31</p>
<p><b>街なか起業家支援事業</b></p> <p>【内容】 街なかにおける起業家に対する支援事業を展開する。</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>街なかの活性化に効果的で継続性のある空き店舗の有効活用を希望する意欲的な起業家に対し、事業が軌道に乗るまでの一定期間を定めて事業支援を行うことは、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 H27～H31</p>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>公衆無線 LAN 導入社会実験</b></p> <p>【内容】 公衆無線 LAN の導入に向けた社会実験を実施する。</p> <p>【実施時期】 H26～H31</p>	姫路市	公衆無線 LAN の導入にあわせ、スマートフォン向けのアプリケーションソフトを用いて、来街者への利便性及び街なかの情報発信を行う社会実験を実施するとともに、必要な環境整備を行い、街なかにおける回遊性の向上につなげるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業 H31	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>タウン・エリアマネジメントを視野に入れた仕組み・体制づくり</b></p> <p>【内容】 タウン・エリアマネジメントの運営に向けた組織・人材育成を戦略的に推進する。</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	姫路市	<p>姫路駅北駅前広場を核に街なかのにぎわい創出および周辺エリアへの波及効果、滞在時間延長を目指した事業展開に際し、利用者（市民）目線による自主的なまちづくりの推進を目指すため、タウン・エリアマネジメントの運営に向けた組織・人材育成を戦略的に推進することは、長期的な街なかのにぎわい創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p>【姫路駅北駅前広場活用社会実験「チャレンジ駅前おもてなし」】</p>		

<p><b>キャストィ 21 コアゾーン (A ブロック) 整備事業</b></p> <p>【内容】 キャストィ 21 コアゾーン内の A ブロックにおいて、国際都市・姫路の魅力をもっと高める、上質でアメニティ溢れる都市型ホテルを整備する。</p> <p>【実施時期】 H26～H29</p>	<p>マルチ ト(株)</p>	<p>キャストィ 21 コアゾーンは、JR 姫路駅周辺において JR 山陽本線等連続立体交差事業と一体的に進めている姫路駅周辺土地地区画整理事業により JR 姫路駅の東側に新たに生み出された広大な街区であり、A ブロックにおいて、国際都市・姫路の魅力をもっと高める、上質でアメニティ溢れる都市型ホテルを整備し、新しい文化発信・交流拠点とすることで、街なかのにぎわい創出と回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>街なかのにぎわいイベント事業</b></p> <p>【内容】 姫路城を中心に、一年を通じて多彩なイベントを実施する。</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市、 商店街、 市民団体等</p>	<p>中心市街地において多彩なイベントを毎年実施することで、来街者の増加を図り、まちの活性化とにぎわいの創出などにつなげていくものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>姫路駅北駅前広場活用事業</b></p> <p>【内容】 市民による姫路駅北駅前広場の活用を促進する。</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市、 市民団体、 商店街等</p>	<p>姫路駅北駅前広場での「チャレンジ駅前おもてなし」社会実験の実施を通じ、市民による積極的な活用の機運が高まる中、継続的なイベントの開催は、集客力の向上及び来街者の回遊促進につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>西二階町コミュニティホール「七福座」活用事業</b></p> <p>【内容】 西二階町商店街「七福座」をコミュニティホールとして、集客イベントを開催するなど有効活用を図る。 ・七福寄席 ・新鮮野菜市 ・絵本館 ほか</p> <p>【実施時期】 H21～H31</p>	<p>西二階 町商店 街振興 組合</p>	<p>西二階町商店街の中ほどにある空き店舗を、集客イベント等を行うコミュニティホールとして有効活用することで、姫路城と姫路駅を結ぶ都心軸である大手前通りから西側への回遊を促し、商店街のにぎわい創出に繋げていくものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p><b>まちづくりステーション「街の駅」運営事業</b></p> <p>【内容】        姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」運営事業を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「街の駅」の機能           <ul style="list-style-type: none"> <li>①商店街各店舗・イベント等情報発信</li> <li>②トイレ</li> <li>③授乳・おむつ交換室</li> <li>④キッズコーナー</li> <li>⑤交流スペース 等</li> </ul> </li> </ul> <p>【実施時期】        H27～H31</p>	<p>姫路商工会議所</p>	<p>中心市街地商店街内に開設している「街の駅」にて、市民はもとより観光客にも気軽に立ち寄っていただけるよう、にぎわい交流拠点の1つとして事業展開を図ることは、中心市街地の拠点性の向上をはじめ、にぎわいの創出や回遊性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p>【まちづくりステーション「街の駅」】</p>		
<p><b>街なか情報発信事業</b></p> <p>【内容】        各種広報媒体を積極的に活用することで、商店街を中心に、街なかの情報を広く発信する。</p> <p>【実施時期】        H27～H31</p>	<p>商店街、民間、市民団体等</p>	<p>中心市街地の情報を、各種媒体を用いて広く発信することは、集客力の向上及び来街者の回遊促進が図られるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>観光ボランティアの充実</b></p> <p>【内容】        研修会の実施をはじめ、各種活動を通じて観光ボランティアの充実を図る。</p> <p>【実施時期】        H27～H31</p>	<p>姫路市、姫路観光コンベンションビューロー等</p>	<p>来街者におもてなしの心を持って案内することができる観光ボランティアの充実を図ることは、来街者の回遊性向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>商店街整備事業</b></p> <p>【内容】        商店街のイメージアップを図るため、各種整備事業を展開する。</p> <p>【実施時期】        H27～H31</p>	<p>姫路市、姫路商工会議所等</p>	<p>商店街がイメージアップを図るため、各種整備事業を展開することは、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p><b>姫路城大天守保存修理完成記念イベント事業</b></p> <p>【内容】 姫路城大天守保存修理工事の完成を記念したイベント事業を展開する。</p> <p>【実施時期】 H27</p>	<p>姫路市</p>	<p>平成 21 年から始まった姫路城大天守保存修理工事の完成を記念し、国内及び海外に向けてグランドオープンをアピールするために、オープニング記念イベント事業を実施することは、来街者数の増加や認知度向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>街なか観光事業</b></p> <p>【内容】 姫路城だけではなく、街なか観光を促進する事業を実施する。</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市、 姫路観光コンベンションビューロー、市民団体等</p>	<p>観光客が歩きながら地域に根付いた歴史や伝統、文化などに触れ、中心市街地などの新たな魅力を発見することができるなど、集客力や回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>郊外農林水産業と連携した街なか活性化事業</b></p> <p>【内容】 郊外で営まれている姫路ならではの農林水産業事業者と連携し、街なかの活性化につながる事業を実施する。</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市、 民間等</p>	<p>郊外で営まれている姫路ならではの農林水産業事業者と連携し、街なかの活性化につながる事業を実施し、新たな交流とにぎわいを創出することにより、街なかの魅力向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		